

(エ) 北九州市中小企業海外展開支援助成金（第9条第4項）

市内企業が海外展開に取り組みやすい環境を整えるため、海外での市場調査、見本市出展などに対し、その経費の一部を助成するもの。

令和3年度は、「越境E C販路開拓助成事業」及び「認証等取得助成事業」を新設するなど、支援を拡充した。

【中小企業海外展開支援助成金の利用状況】 (単位：件、千円)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市場調査等助成事業	4	300	0	0	2	129
海外見本市等出展 助成事業	8	1,855	0	0	1	300
越境E C販路開拓 助成事業					0	0
認証等取得助成事業					2	200

※「越境E C販路開拓助成事業」及び「認証等取得助成事業」は、令和3年度新設。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、12月から公募開始。

(オ) 中小企業DX促進事業（第9条第1項）

販路拡大・生産力向上へとつながるデジタル技術の効果的な活用方法の習得を行うため、専門事業者によるWebセミナーの開催や、個別相談などの支援を実施した。

- ・Webセミナー：ウィズコロナにおける既存顧客の維持や新規顧客獲得を狙いとし、デジタル技術を活用したオンライン営業のノウハウが習得できるセミナーを実施した。
- ・伴走型支援：既存の営業プロセスや製造ラインの課題を明確化し、DX促進による販路拡大の政策提案を実施した。

令和3年度実績：セミナー開催数 6回（動画コンテンツ17本）
 セミナー動画再生回数 975回
 伴走支援実施回数 24回（6社）

(カ) 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく対応（第9条第5項、第7項）

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、工事の発注、物品及び役務の調達等の実施にあたり、中小企業の受注機会の増大に努めるものとした。

【中小企業向け契約実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
官公需総実績額	約1,317億円	約1,262億円	約1,933億円
中小企業・小規模事業者向け 契約実績額 (中小企業者比率)	約1,071億円 (81.3%)	約1,060億円 (84.0%)	約1,235億円 (63.9%)

※令和3年度実績は、集計中。

(キ) 指定管理者制度における地元団体（中小企業）への配慮（第9条第6項、第7項）

指定管理者の選定にあたっては、応募要件に制限を設けずに幅広く門戸を開くものとし、地域経済を活性化する観点から、競争性の確保とバランスを取りながら、中小企業を含む地元団体に対して一定の配慮（選定時における地元企業への加点など）を実施した。また、再委託にあたっては、地元企業に優先的に発注することをガイドラインに定め、本市経済の振興を図った。

カ 商業・サービス業に関する支援

(ア) 商店街の空き店舗への出店支援（シャッターヒラクプロジェクト）（第11条）

市内商店街の活性化を目指すため、商店街の空き店舗に出店する事業者に、賃借料又は改装費の一部を補助した。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助件数	19件	40件	42件
うちメイト黒崎支援	1件	9件	
補助金額	1,012万円	2,287万円	2,335万円
うちメイト黒崎支援	120万円	996万円	

(イ) 商店街等に対する支援事業（第11条）

市内商店街が取り組む、活性化に向けたイベント等の実施、共同施設の設置などの事業経費の一部を補助した。

事業名	概要	補助実績					
		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業団体共同施設等設置補助	商店街などの中小企業団体が、共同施設や環境改善施設、防火関連設備、省エネ型照明設備を設置等する場合に、経費の一部を補助	7件	16,418千円	8件	3,914千円	3件	2,894千円
商店街賑わいづくりスタア支援事業	商店街や協議会等が実施する賑わいづくりのためのイベント、ガイドマップ作成等の情報発信、共同宅配事業などについて、立ち上げ時の経費の一部を補助	4件	3,196千円	3件	1,243千円	3件	1,531千円

(ウ) リノベーションまちづくり (第11条)

まちに賑わいを取り戻すため、遊休不動産をリノベーションの手法を用いて再生することで、産業振興、雇用創出、コミュニティ再生、エリア価値の向上などを図る事業であり、市内で活動されているまちづくり事業者や不動産オーナー等と連携し、市内各地で事業展開をした。

また、黒崎地区では、令和元年度から、商店街エリアの遊休不動産等を活用するリノベーションまちづくりの取組を開始している。商店街の空き店舗を題材にリノベーションスクールを開催したところ、民間事業者によるリノベーションの動きが現れ、令和3年5月には商店街の一角（寿通り商店街）にアーケードシェアハウスと商業テナントで構成されるリノベーション物件がオープンした。

【エリアごとの取組状況】

単位：件、人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
門司区	事業化件数	2	2	1
	雇用者数	7	5	3
小倉北区	事業化件数	2	0	1
	雇用者数	23	19	11
小倉南区	事業化件数	0	0	0
	雇用者数	0	0	0
若松区	事業化件数	1	0	1
	雇用者数	3	0	0
八幡西区	事業化件数	1	3	5
	雇用者数	4	8	16
小計	事業化件数	6	5	8
	雇用者数	37	32	30
リノベーションに関連するまちづくり会社等	雇用者数	6	0	0
合計	事業化件数	6	5	8
	雇用者数	43	32	30

【リノベーションスクール等の開催状況】

単位：回、人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
リノベーションスクール	回数	1	1	
	人数	16	—	
まちづくり・再生塾	回数	0	1	
	人数	0	33	

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、リノベーションスクールはオンラインセミナーに代替した。

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、リノベーションスクール、まちづくり再生塾ともに実施を見送った。

キ 創業に関する支援

(ア) 北九州市創業支援事業（第9条第1項、第4項）

本市では、「産業競争力強化法」に基づき策定した「北九州市創業支援事業計画」により、商工会議所や金融機関等の関係機関と連携の上、ハンズオン支援や創業セミナー等の施策を実施し、創業を支援している。

【実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
創業者数	317名	293名	348名

(イ) 北九州テレワークセンター管理運営事業（第9条第1項、第2項）

創業支援の中核施設として施設の運営を行う。創業全般に関する相談窓口を設置、他の関係機関等とも連携した創業支援の取組などを行った。

相談受付件数	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	実績	747件	708件	521件

ク 中小企業に関する施策等情報の発信

(ア) 中小企業振興施策の情報発信（第9条第9項）

中小企業の振興に関する各種施策については、「北九州市中小企業支援ガイドブック」や「ネットワーク北九州」、「北九州商工会議所や中小企業団体のメルマガ」、「緊急経済支援策の新聞折り込み」など各種情報媒体を通じて、情報発信を実施し、中小企業の振興に関する市民の理解を深めたうえで、施策を推進した。

【情報発信の内訳（主なもの）】

項目	概要	令和元年度	令和2年度	令和3年度	指標
中小企業向け情報誌「ネットワーク北九州」の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回（メール配信）及び中小企業支援センターホームページ上で公開。 ・支援施策の紹介、イベントやセミナー、企業紹介記事などを掲載。 	1,700部	1,700部	1,700部	発行部数
ホームページによるPR	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに支援施策やお知らせ、関連サイトなどをまとめてPR。 	41,913件	48,338件	49,628件	アクセス件数
メールマガジンの発行	<ul style="list-style-type: none"> ・公募案件やセミナー案内等最新ニュースを毎週1回配信。 	1,276件	1,394件	1,454件	配信先件数
中小企業支援施策活用ガイドブックの発行	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月に発行。 ・市の制度だけではなく、国や県などの類似の制度も併せて紹介しており、支援センター、各区役所に配置するほか、セミナー受講者などに無料配布。 ・中小企業団体での施策説明や金融機関を訪問しての施策利用PRなどに活用。 ・中小企業支援センターホームページ上で公開。 	6,000部	6,000部	6,000部	発行部数
技術マップの発行	<ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業約400社の保有する製品、得意技術等の情報をまとめたデータベース。 ・平成17年3月からインターネットで市内外に情報発信。 ・中小企業支援センターホームページ上で公開。 	15,412件	10,130件	7,430件	アクセス件数

(イ) 学校教育における中小企業の魅力発信（第9条第10項）

中小企業が本市経済の発展に果たす役割の重要性並びに中小企業者の実績及び魅力の発信を行うものとして、学校教育において、中小企業を含む市内企業の協力のもと、工場見学やゆめみらいワークなど企業協同のイベントを実施した。

(ウ) 北九州ゆめみらいワーク（第9条第10項）

学生等を対象に、早い段階からの職業観の醸成や将来の市内就職につなげることを目的に、地元企業の仕事内容等について、直接聞き体験できるイベントを平成27年度から開催している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により対面開催を見送り、それに替えて、企業研究や業界研究に活用できる動画等を作成し、市の就職情報サイト「しごまる。」に公開するとともに、市内外の学校に送付した。

【実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
出展者数	134団体		87団体
来場者数	7,504人		7,785人

【「しごまる。」の取組み（令和2年度実績）】

動画作成企業数	36団体
冊子掲載企業数	580団体



【ゆめみらいワーク】



【「しごまる。」ホームページ】

ケ SDGsに関する支援

(ア) 北九州SDGs登録制度（第9条第1項、第2項、第4項）

今後、企業等が経営を行っていく上で、SDGsの取組は不可欠な要素であり、対応しないと市場から淘汰されかねない潮流となりつつある。そのような中で、本市においては令和3年度に、SDGsの達成に寄与する企業等の取組内容を「見える化」するための「北九州SDGs登録制度」を創設した。

当該制度の登録事業者は、公共調達等における優遇措置や「SDGs経営サポート」参加金融機関（金融機関・保険会社等20社）による支援を受けられる。

<登録事業者数>

第1次～第2次（令和3年8月～令和4年3月）登録事業者数
373事業所（NPO法人等含む。）

コ 経営に関する支援

(ア) 北九州市中小企業融資制度（第9条第4項、第12条）

市内中小企業が、事業を行っていく上で必要な運転資金や設備資金を円滑に調達できるよう、北九州市が取扱金融機関及び福岡県信用保証協会と連携して行っている融資制度である。

【中小企業融資利用状況】

単位：件、百万円

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		
	新規貸出		新規貸出		新規貸出		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
計	3,193	29,886	3,450	73,450	2,569	22,459	
小規模企業者 支援資金	1,532	6,048	349	1,423	596	2,290	
一般 事業 資金	小口	533	4,197	118	860	205	1,535
	長期	367	7,820	52	1,127	113	2,528
	短期	177	1,190	44	463	102	866
災害復旧 資金	0	0	0	0	1	3	
連鎖倒産 防止資金	0	0	0	0	0	0	
景気対応 資金	401	9,914	2,715	68,529	1,324	14,165	
経営力強化サ ポート 資金	0	0	0	0	0	0	
開業支援 資金	180	690	167	822	224	1,027	
事業承継 資金	-	-	4	215	1	25	
成長加速化協 調資金	1	10	0	0	0	0	
新事業開拓支 援資金	0	0	0	0	1	7	
まち・ひと・し ごと創生総合 戦略資金	2	14	1	10	2	9	
高度化・準高度 化資金他	0	0	0	0	0	0	

(イ) 中小企業支援センター特定支援事業（第9条第1項、第12条）

中小企業の経営革新を促進するため、「中小企業支援センター」において、経営相談、専門家派遣、情報提供などをワンストップで実施するとともに、巡回専門相談員やマッチングコーディネーターによる企業訪問を実施した。

【業種別相談件数】

単位：件

業種	令和元年度	令和2年度	令和3年度
製造業	359	207	145
卸売業	14	13	22
建設業	50	22	33
小売業	75	40	52
サービス業	287	220	267
その他	74	21	1,025
合計	859	523	1,544

※令和3年度「その他」には、国の一時支援金等の事前確認件数「992件」を含む。

【内容別相談件数】

単位：件

相談内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度
【経営】	経営全般	264	173	230
	事業承継	8	0	5
	事業再生	0	0	73
	M&A	8	1	0
	小計	280	174	308
【技術】	技術・商品開発	110	39	40
	省エネルギー化	2	0	1
	小計	112	39	41
【営業】	マーケティング	89	9	7
	販路開拓	84	78	24
	海外展開	11	13	7
	小計	184	100	38
【資金】	資金	66	46	22
	税務	30	14	22
	小計	96	60	44
【その他】	創業・転業	70	39	67
	法律	10	6	13
	労務・雇用	33	29	19
	人材確保・人材育成	10	4	7
	IT化	21	41	2
	取引条件・下請	4	1	4
	知財	0	0	0
	その他	39	30	1,001
小計	187	150	1,113	
合計	859	523	1,544	

【専門家派遣】

単位：件

業種	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	回数	件数	回数	件数	回数
製造業	5	40	5	32	9	22
卸売業	0	0	0	0	0	0
建設業	0	0	0	0	0	0
小売業	1	10	0	0	0	0
サービス業	5	35	6	34	2	12
その他	0	0	4	13	2	7
合計	11	85	15	79	13	41

(ウ) 巡回指導及びマッチングコーディネート事業（第9条第1項、第12条）

中小企業支援センターに配置した巡回専門相談員が、市内の中小企業を訪問し、情報提供を行うとともに経営課題の解決に向けた支援施策の紹介等を実施した。また、中小企業支援センターの専門的知識を有するマネージャーが、その専門性や人的ネットワークを活かして販路開拓支援を行った。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
訪問企業数 (うち小規模企業)	218社 (143社)	182社 (157社)	259社 (164社)
マッチング件数	59件 (うち成約4件)	11件 (うち成約1件)	31件 (うち成約1件)

(エ) 各種施策への中小企業の意見反映（第9条第2項、第3項）

中小企業の振興に関する施策の実施にあたっては、市内中小企業団体からの中小企業対策に関する要望活動や、市内中小企業団体、支援機関、大学などで構成する中小企業団体等との意見交換会の開催などを通じて、中小企業に関する実態把握および中小企業からの意見を反映したうえで、施策を推進した。

【市内中小企業団体からの要望・回答（抜粋）】

要望	回答
新型コロナウイルス感染症の各種施策やサポート窓口等の広報、及び中小零細企業に対する本市独自の支援について	新型コロナウイルス感染症に関する各種支援制度の紹介や、各種申請書の作成支援などを行う相談窓口などについて、事業者へ情報が行き渡るよう、様々な媒体を活用しながら、タイムリーな情報発信を行っていきます。 中小零細企業の支援については、国の支援制度、県や他の自治体の動向を見極めながら、事業者に寄り添った支援策を検討してまいります。
ものづくり企業の労働環境の整備（夏場の暑さ対策）について	中小製造業者の現場の労働環境整備については、これまで女性や高齢者の人材確保や定着を支援してきましたが、今回、新たに暑さ対策の労働環境整備促進支援の要望を受け、令和4年度は、既存の助成金制度を拡充し、暑さ対策に資する設備の設置や機器購入を助成対象とする予定です。 今後も、引き続き、事業所の現場の実態を把握しながら支援施策を検討してまいります。
「ジアウトレット北九州」等と連携した、北九州全体の回遊性向上、北九州市全体の地域商業につながる街づくりの推進について	今春開業予定の「ジアウトレット北九州」においては、新科学館やいのちのたび博物館等との相乗効果についても、「北九州市東田地区ミュージアムパーク創造事業」等を通じ、各施設がしっかりと連携する事で一層の相乗効果を発揮できるよう、関係者で議論していきます。 本市全体への回遊性向上を図る取組についても、皿倉山等の観光地とアウトレットを結ぶ送迎バスの運行等の協議を進めており、「ジアウトレット北九州」の開業が本市全体の活性化につながるよう、今後とも知恵を絞ってまいります。
インボイス制度の導入の廃止を含めた国への要望について	インボイス制度の導入にあたっては、軽減税率の実施から令和5年まで準備期間が設けられるとともに、導入から6年間、免税事業者からの仕入れに係る税額控除の経過措置も設けられています。 また、国においては、地方公共団体等の商工部局等を通じて、民間事業者に対してインボイス制度に関する広報・周知に精力的に取り組んでいるところです。 国には引き続き、事業者に丁寧な説明を行い、円滑な実施に努めていただきたいと考えています。

※回答は、令和4年3月に実施。

【中小企業団体等との意見交換会の開催概要】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催日程	令和元年8月21日	令和2年7月29日	令和3年8月19日
参加メンバー	アドバイザー（専門家） 中小企業団体（3団体） 労働団体 大学 金融機関 支援機関（2団体） 市内企業（3企業） 行政 (計13名)	アドバイザー（専門家） 中小企業団体（3団体） 労働団体 金融機関 支援機関（2団体） 行政 (計9名)	アドバイザー（専門家） 中小企業団体（3団体） 労働団体 大学 金融機関 支援機関（2団体） 行政 (計10名)
議題	①生産性向上（企業連携） ②SDGsの推進	①アフターコロナを見据えて ・労働環境、生活環境、労働市場、生産設備、工程の変化等	①コロナにおける今後の中小企業のあり方
意見交換の内容	①2つのテーマに沿って、先進的な活動に取り組む参加者から活動状況を発表いただき、その他の参加者からの意見や感想を交えて、意見交換を行った。	①新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでとは全く違った経済活動を強いられているが、それを乗り切るための対応策などについて、現状を踏まえながら意見交換を行った。	①前年度に続き、コロナ禍における中小企業の経済活動について、現状の課題や今後の対応策について、意見交換を行った。
主な意見・要望	①生産性向上（企業連携） ・単なる生産性向上だけでなく、付加価値を上げることも重要。 ・企業連携となると社長の意思等で難しいところもある。 ・行政だけでなく、組合等が中心に異業種を巻き込み、情報交換ができる場づくりが重要。 ・生き残る企業は、ネットワーク（連携）と地域との共生を考えている企業。 ②SDGsの推進 ・学生の採用、社員のモチベーションを上げるために、企業としてSDGsに確実に取り組むべき。 ・SDGs経営は、中小企業にとっては大きなビジネスチャンス。 ・学生が地域活動の場で、自らSDGsの活動ができる仕組みづくりが必要。	①アフターコロナを見据えて ・テレワークは困難というイメージであったが、実際には問題ない。 ・商店街では販売方法が変わり、ネット販売が増えてきており、各店舗様々な形でチャレンジをしようとしている。その時のノウハウの提供や補助金等の支援をお願いしたい。 ・建設業で現場作業は、どうしてもコロナ対応が難しくなる。その中でマスク、体温検査、健康状況の把握などに注意して、現場作業に取り組むようにしている。 ・支援機関としては、何とか補助金を活用して頑張ろうという企業を、職員一丸となって採択に向けて応援している。 ・これを機にドメインの見直しなど、中長期的に企業のあり方を見つめ直してみる必要がある。	①コロナにおける今後の中小企業のあり方 ・情報を発信する側と受信する側のミスマッチが、施策面でも雇川面でも生じている。 ・事業再構築補助金の活用など前向きに事業を進める企業が増えている一方で、緊急事態宣言がまた新たに発出されるなど経済を取り巻く環境が大きく変わる可能性があるため、コロナで影響を受けた企業に向けて、堅実に各種助成施策等の支援をお願いしたい。 ・商流やサプライチェーンの変化については、中小企業にとっては大きな変化になる可能性がある。DX化の導入など早急に対応を進めないと取り残されてしまう恐れがあり、従来のように浪花節的な人と人の関係だけでは対応出来ない時代がやってきている。

北九州市中小企業振興条例



北九州市

「北九州市中小企業振興条例」の概要

平成26年12月議会にて可決・成立、平成27年4月1日施行

条例制定にあたって(前文)

本市は、ものづくりを基幹産業とした産業都市として発展してきました。その発展を支えているのが、中小企業です。また、中小企業は、本市経済への寄与だけでなく、まちづくりや災害対応など、地域社会に貢献する役割も果たしており、中小企業は、市民生活の向上にとって欠くことのできない存在です。

しかし、中小企業を取り巻く状況は、厳しさを増しています。

そこで、本市の中小企業の経営基盤を強化し、本市の中小企業がその力を存分に発揮し成長できる環境を中小企業者、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が一体となって創り、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていくために、この条例を制定しました。

基本理念(第3条)

- 中小企業者は、経営の改善及び革新並びに経営基盤の強化に自主的に努める。
- 市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が連携して中小企業者を支援する。



それぞれの責務・役割(第4条～第9条)

金融機関 第7条

- 必要な融資を行うなど、中小企業者の事業活動を積極的に支援 など

市民 第8条

- 中小企業が果たす役割の重要性を理解し、健全な発展に協力

大企業者 第6条

- 中小企業者へ業務を発注する等の場合には、基本理念の実現に取り組む など

中小企業団体 第5条

- 中小企業者とともに、基本理念の実現に取り組む

中小企業者 第4条

- 経営改善等に自主的に努める
- 中小企業者相互の連携・協力
- 人材の育成、働きやすい環境の整備 など

市 第9条

- 関係機関と協力し、施策を総合的に実施
- 中小企業者の実態の把握、意見の反映
- 中小企業者の人材育成・確保、資金供給の円滑化
- 市の工事発注等にあたって、中小企業者の受注機会を増大
- 市民・児童生徒の理解促進 など

その他

- 市は、経営資源の確保など、小規模企業者の事情に配慮する。
- 市は、中小企業の支援に資する商店街の活性化施策を講じる。 など

【問い合わせ先】 北九州市 産業経済局 中小企業振興課
〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町 2-1(北九州テクノセンタービル 1F)
TEL:093-873-1433 FAX:093-873-1434

北九州市中小企業振興条例（平成27年4月1日施行）

北九州市は、江戸時代に城下町として栄えた小倉、明治以降に石炭積出港として栄えた若松、官営八幡製鐵所が建設され日本の近代産業発祥の地として発展した八幡と戸畑、陸海の交通の要衝として重要な役割を果たした門司という5つの個性を持った都市が、世界に例のない対等合併したことにより誕生し、さまざまな企業が集積するたくましい産業都市、また環境先進都市として発展してきた。

その発展を支えているのが、創意工夫を凝らした特色ある事業活動を行うことによって、最先端の技術と優秀な人材を提供し続けてきた中小企業である。

中小企業は、その経済活動による市民の雇用の確保、消費生活の充実、女性の社会参画の推進などの本市経済への寄与にとどまらず、まちづくりや災害対応など、市民生活を支え地域社会に貢献する役割も果たしており、中小企業の存在は、市民生活の向上にとって欠くことのできないものである。

近年、本市の中小企業を取り巻く状況は、グローバル化に伴う急激な経営環境の変化や少子高齢化の進展による消費の減退などにより、厳しさを増している。

今こそ、本市の中小企業の経営基盤を強化するとともに、本市の中小企業が飛躍の機会を見だし、国内外の需要の変化を捉えた新たな市場の開拓に向けて、その力を存分に発揮し成長できる環境を中小企業者、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が一体となって創り、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていかなければならない。

ここに、本市の中小企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業が本市経済の発展において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当するものであって、市内に事務所又は事業所（以

て「事業所等」という。）を有するものをいう。

(2) 中小企業団体 商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体のうち市内で活動するものをいう。

(3) 大企業者 市内で事業活動を行う者のうち中小企業者以外のものをいう。

(4) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事業所等を有するものをいう。

(5) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに中小企業の振興に係る研究及びその事業化の促進に取り組む機関をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、中小企業者が経営の改善及び革新並びに経営基盤の強化（以下「経営改善等」という。）に自主的に努めるとともに、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が連携して中小企業者を支援することを基本として推進されなければならない。

（中小企業者の責務）

第4条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に応じ、経営改善等に自主的に努めるものとする。

2 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者相互の連携及び協力に努めるものとする。

3 中小企業者は、人材の育成及び従業員がその能力を十分に発揮するための働きやすい環境の整備に努めるものとする。

4 中小企業者は、中小企業団体が中小企業の振興に関する活動を実施するときは、当該活動に協力するよう努めるものとする。

（中小企業団体の責務）

第5条 中小企業団体は、中小企業者の事業活動を支援するに当たっては、中小企業者とともに、第3条に規定する基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

（大企業者の責務）

第6条 大企業者は、中小企業者へ業務を発注する等の場合には、第3条に規定する基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、

市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の責務)

第7条 金融機関は、中小企業者の事業活動に対し、必要な融資を行う等の方法により、積極的な支援に努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、中小企業が本市経済の発展及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第9条 市は、第3条に規定する基本理念の通り、中小企業者の経営改善等を促進するための施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

2 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、県その他関係地方公共団体、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めなければならない。

3 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、中小企業者に関する実態の把握に努めるとともに、中小企業者の意見の反映に努めなければならない。

4 市は、中小企業者の事業活動に必要な人材の育成及び確保並びに資金供給の円滑化を図ることにより、中小企業者の経営基盤の強化を促進するよう努めなければならない。

5 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行を確保しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

6 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の選定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理を確保しつつ、中小企業者の参入機会の増大に努めなければならない。

7 市は、出資法人(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人をいう。)、市からの工事の発注、物品及び役務の調達等を受けたもの並びに指定管理者に対し、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、中小企業者の

受注機会の増大を図るよう努めることを求めることができる。

8 市は、中小企業者が安心して暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察等の関係機関と連携してその安全の確保に努めなければならない。

9 市は、中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進するための施策を推進するよう努めなければならない。

10 市は、学校教育において、中小企業が本市経済の発展に果たす役割の重要性並びに中小企業者の実績及び魅力を児童生徒が理解できるための施策を推進するよう努めなければならない。

(小規模企業者への配慮)

第10条 市は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めるものとする。

(地域商業の活性化)

第11条 市は、商店街(北九州市商店街の活性化に関する条例(平成25年北九州市条例第35号)第2条第1号に規定する商店街をいう。)の活性化を図るための必要な施策を講ずるに当たっては、その施策が中小企業の支援に資するものとなるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告等)

第13条 市長は、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、毎年、議会に対して報告するとともに、議会への報告後は、速やかに公表するものとする。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。